

飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飯田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年12月26日条例第45号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後（案）

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
飯田処理区	汚水及び雨水	下水道法の規定に基づいて定めた左欄の処理区に係る事業計画に定める区域	汚水2,958ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	<u>71,450人</u>	49,000立方メートル
竜丘処理区	汚水	同上	248ヘクタール	<u>4,560人</u>	3,200立方メートル
川路処理区	汚水	同上	130ヘクタール	<u>1,810人</u>	1,300立方メートル
和田処理区	汚水	同上	38ヘクタール	<u>770人</u>	900立方メートル

現行

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
飯田処理区	汚水及び雨水	下水道法の規定に基づいて定めた左欄の処理区に係る事業計画に定める区域	汚水2,955ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	<u>76,900人</u>	49,000立方メートル
竜丘処理区	汚水	同上	248ヘクタール	<u>5,900人</u>	3,200立方メートル
川路処理区	汚水	同上	130ヘクタール	<u>2,240人</u>	1,300立方メートル
和田処理区	汚水	同上	38ヘクタール	<u>1,300人</u>	900立方メートル